

平成27年5月13日

(一社)青森県建設業協会

専務理事 竹内 春繁 様

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

専務理事 大石 雅裕

講習会の開催に関する御願いについて

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます

平素は、当機構の業務運営に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

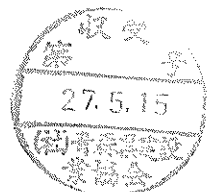
さて、当機構では、この度、東北建設業協会連合会の御協賛を頂き、下記の通り主催講習会を開催することといたしました。

業務御多忙のところ誠に恐縮に存じますが、別添の「講習会案内」を貴協会の会員の皆様に御案内していただくよう、格別の御支援を賜りますよう御願い申し上げます。

謹白

記

1. 日時 平成27年7月22日(金) 9:30~16:40
2. 場所 宮城県建設産業会館  
仙台市青葉区支倉町2-48
3. 科目 「建設業のためのコンプライアンス」  
(公財)建設業適正取引推進機構 専務理事 大石 雅裕  
「建設業のための独占禁止法」  
(公財)建設業適正取引推進機構 相談指導部長 遠藤 孝史  
「建設業の現状と課題」  
(公財)建設業適正取引推進機構 企画業務部長 青木 栄治  
「建設業の元請・下請ルール」  
(公財)建設業適正取引推進機構 調査部長 近江 典男



★ 「講習会案内」は、30部同封しております。追加の場合は担当まで御連絡下さい。

担当 企画業務部 上野 03-3239-5061

5月15日

情報共有 (紙) (不要)  
スケジュール (入力) (不要)

\*

平成27年4月

# 建設業の適正取引に関する講習会

## のご案内

### — CPDS 認定講習（全科目受講の場合） —

主催：公益財団法人 建設業適正取引推進機構

協賛：東北建設業協会連合会

日時：平成27年7月22日(水) 9:30~16:40 (9:00開場)

場所：宮城県建設産業会館 第2・3会議室

〒980-0824 宮城県仙台市青葉区支倉町2番48号 ※申込書地図参照

科目：	【建設業のためのコンプライアンス】	9:30~10:50
	(公財) 建設業適正取引推進機構	専務理事
	【建設業のための独占禁止法】	11:00~12:30
	(公財) 建設業適正取引推進機構	相談指導部長
	【建設業の現状と課題】	13:30~15:00
	(公財) 建設業適正取引推進機構	企画業務部長
	【建設業の元請・下請ルール】	15:10~16:40
	(公財) 建設業適正取引推進機構	調査部長

受講料：すべてテキスト代込みの料金となります。

機構会員及び東北建設業協会連合会会員		一般(非会員)	
全科目	10,000円(税込)	全科目	14,000円(税込)
3科目	8,500円(税込)	3科目	12,000円(税込)
2科目	6,500円(税込)	2科目	9,000円(税込)
1科目	3,500円(税込)	1科目	5,000円(税込)

全科目受講者に限り CPDS 6 ユニット認定講習となります。

定員：90名 (定員になり次第受付を締め切ります。)

申込等：講習会受講申込書にご記入のうえ FAX にてお申込みください。

受付後受講票と請求書をお送りします。

受講料は請求書記載の口座にお振込ください。

\* 講習会開催風景を撮影する場合がありますが、あらかじめご了承ください。

\* 講師は変更になる場合があります。

お問合せ先：(公財)建設業適正取引推進機構 企画業務部

〒102-0076 東京都千代田区五番町12番地3 五番町YSビル3階

TEL 03 (3239) 5061 FAX 03 (3239) 5063

(公財)建設業適正取引推進機構 行き

FAX 03-3239-5063

## 講習会受講申込書

下記のとおり講習会の受講を申し込みます。

**平成27年7月22日(水)**

会社名			( 県建設業協会会員)
住所	〒		
ご連絡先	TEL	FAX	
E-Mail			
参加者	(所属部署)	(氏名)	
受講希望科目に <input checked="" type="checkbox"/> をして下さい。	<input type="checkbox"/> コンプライアンス <input type="checkbox"/> 独占禁止法 <input type="checkbox"/> 現状と課題 <input type="checkbox"/> 元請・下請ルール ※ 全科目受講者のみCPDS6ユニット認定講習となります。 講習会後に受講証明書をお配りいたします。		

※当機構は、あらかじめご本人の同意を得ず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはありません。ただし個人情報の保護に関する法律第16条第3項の規定に該当する場合等はこの限りではありません。

### 【会場案内】

